

資料

石狩市使用料、手数料等設定の基本方針

平成24年7月10日
財 政 部 財 政 課

1 基本的な考え方

さまざまな行政サービスのうち、使用料や手数料として利用者（受益者）から徴収するものは、サービスを利用する特定の人が利益を受けるものであるという前提にあって、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものです。

したがって、使用料・手数料等の設定については、利用する人と利用しない人の均衡を考慮し、行政としての関与の必要性を明確にして「負担の公平性」を確保しなくてはなりません。

これまでには、平成19年度に定めた「財政再建計画」に基づく健全な財政運営の推進と並行して、平成22年度に全面改定を実施するなど、受益と負担の公平性の確保に努めてきました。

しかしながら、時間の経過とともに、施設の維持管理コストや、利用者数の増減などにより、本来設定すべき料金とのかい離が生じてくる可能性もあることから、サービスを提供する行政においても、効率的な施設運営や事務の効率化を進めながら、料金設定の適正化について定期的に検証を行います。

2 使用料・手数料等設定の基本方針

使用料及び手数料等の設定については、次の事項を基本とします。

- ① 料金設定にあたり、原価計算方式によるコスト算定を行う。
- ② 行政負担と受益者負担の負担割合を明確にする。
- ③ 受益者負担の急激な上昇を防ぐため、上限改定率を設定する。
- ④ 定期的な料金見直し（料金改定サイクル）の実施（概ね3年ごと）

ただし、公の施設の運営形態や行政サービスの内容が極めて多様であることから、統一基準によることが適当でない場合は、その根拠を明確にしながら合理的な料金の設定を行うこととします。

また、法制度上で料金設定の定めがあるものについては、この基準の適用を除外することとします。

なお、特別会計については、この基本方針に準拠しつつ、独立採算制、経営の健全性の観点から当該会計の事業内容に応じた適切な原価計算のもとに市民の負担能力等も加味し、独自に料金等の改正を行うものとします。

3 使用料の設定について

(1) 原価算定対象経費

施設の管理運営に要する経常的な人件費、賃金(嘱託職員を含む臨時職員等に係るものとし、人件費に計上されるものを除く)、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等)、役員費(通信運搬費、火災保険料等)、委託料(清掃・警備・草刈・施設管理等)、使用料及び賃借料(パソコン等のリース料等)、その他受益者が負担すべきと考えられる当該施設の維持管理や運営に係る経費及び減価償却費*を対象経費とします。

※ 減価償却費について

公の施設は市の施策として、それぞれの行政目的を持って建設されたものであり、各施設に係る土地、建物などの減価償却費については、全ての市民に利用の機会を提供するための費用であって、公費(税)で負担すべきとの考え方もありますが、一方で建物は経年とともに減価償却していくものであり、建て替え等を考慮した場合、原価に算入することが妥当であると考えられています。

設定にあたっては、施設の建設費に関して、適正な世代間負担を求めるべきとの観点から、定額法による減価償却費をコスト計算の基礎に算入することとします。なお、土地については、市有財産であるとともに、土地によってその取得費に差異が生じているケースが想定されることから、算入コストから除外することとします。

(2) 費用算定方法

施設使用料の算定方法については、原価算定対象経費を合算し、これを総面積・年間開館時間で割り、1㎡・1時間当たりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出することを基本とします。

$$\text{使用料原価} = \frac{\text{人件費} + \text{維持管理経費} + \text{減価償却費}}{\text{総面積} \times \text{年間開館時間}} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

なお、上記方法により算定を行うことが適切でないものについては、適正な方法により原価計算を行います。

(3) 受益者負担率の設定

市が提供する公共サービスは、道路・公園等、市民の日常生活に必須となるサービスから、プールやテニスコート等のように特定の住民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで、多岐にわたっています。このため、一律の受益者負担の原則だけでは料金を設定することは困難であることから、サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「公費(税金)負担」と「受益者負担」の割合を設定することとします。

(4) サービスの分類

サービスの目的や機能について、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間においても提供されるものであるかなど、サービスの性質により、二つの基準の組み合わせで区分し、分類します。

① サービスが必需的なものか、選択的のものか

- 必需的サービス・・・日常生活を送る上で、殆どの住民が必要とするサービス
- 選択的サービス・・・生活や余暇をより快適で潤いのあるものとし、特定住民に利益を供するサービス

② サービスに市場代替性があるか否か

- 市場的サービス・・・民間でも供給されており、行政と民間が競合するサービス
- 非市場的サービス・・・民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

以上の結果、行政サービスを以下のように分類します。

● 第1分類（必需的・非市場的サービス）

例：道路、公園、義務教育施設など

● 第2分類（選択的・非市場的サービス）

例：体育館、運動場、集会・コミュニティ施設、公民館など

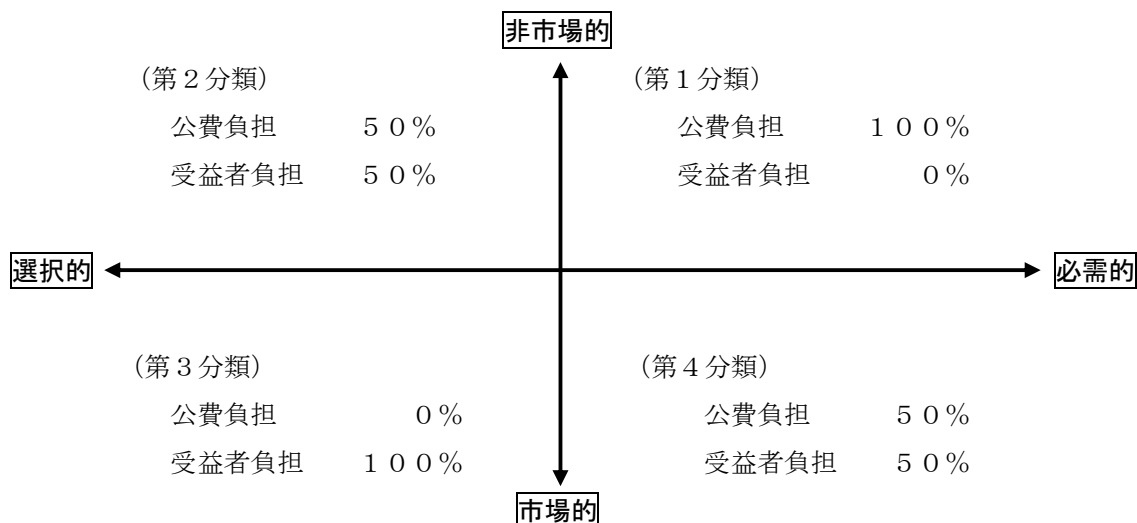
● 第3分類（選択的・市場的サービス）

例：テニスコート、プール、文化施設、温泉施設など

● 第4分類（必需的・市場的サービス）

例：市営住宅、保育所等児童福祉施設、火葬場など

【行政サービスの性質別分類】



- 第1分類（必需的・非市場的サービス）＝公費負担100％・受益者負担0％
専ら行政が提供するサービス。コストは公費負担を原則とする。
- 第2分類（選択的・非市場的サービス）＝公費負担50％・受益者負担50％
必要性が異なるが、民間にはあまりないサービス。コストは公費と受益者が半々に負担する。
- 第3分類（選択的・市場的サービス）＝公費負担0％・受益者負担100％
必要性が異なり、民間にもあるサービス。コストは受益者負担を原則とする。
- 第4分類（必需的・市場的サービス）＝公費負担50％・受益者負担50％
主に行政が提供しているサービスだが、民間にもあるサービス。コストは公費と受益者が半々に負担する。

（5）目的外利用等の取扱い

第1、第2、第4に分類した施設にあっても、目的外の利用については、「第3分類」に位置づけ、受益者負担100％の取扱いをします。

（6）費用算定結果と料金決定

原価計算により算出された数値が理論上の適正価格ですが、料金を最終的に決定するためには、受益者負担のあり方を踏まえた上で、公共サービスの性質分類による受益者負担の割合を乗じて利用者が負担すべき単位あたりの料金を算出することとします。

$$\text{使用料} = \text{使用料原価（コスト）} \times \text{受益者負担の割合}$$

4 手数料の設定

手数料とは、地方自治法第277条において「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」とされており、特定の人のために提供する公の役務に対し、その費用を賄うため、又は報償として徴収するものです。設定にあたっては以下を基本とします。

- ① 算定の基本となるコストについては、人件費及び物件費を中心とする業務経費の1件あたりの経費とします。
- ② 手数料の設定にあたっては、コスト100％算入とします。
- ③ 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料及び北海道内において統一的な額が適用されている場合は、その額とします。

5 上限改定率の設定

使用料、手数料等の改定にあたっては、市民の急激な負担の増加を緩和するため、改定率の上限を1.5～2.0倍に設定します。あわせて、近隣各市の状況にも配慮することとします。

6 料金改定サイクル

使用料、手数料等については、概ね3年ごとに見直し作業を行い、必要に応じて改定することとします。

7 その他の受益者負担

使用料、手数料以外の受益者負担に係る事項は、本方針の内容を踏まえ、各課において適切に対応することとします。

厚田キャンプ場料金の見直しについて

【料金見直しの背景】

平成9年の厚田キャンプ場開設時より利用料金は据置きとしておりました。

利用者の増加に伴いテントサイトを1箇所（Aサイト）から3箇所（B・Cサイト）に広げて運営していましたが、水回りを中心に設備不足が課題となっていたことから、令和5～6年度に大規模な設備改修を実施することにより、**利用者の利便性向上**が図られることとなります。また、近年のキャンプスタイルの変化により、テントの大型化やテントとタープ一体型テント、キャンピングカーや車中泊など、**テント1張りの定義が難しく**なっており、キャンプ場の予約時や受付時に度々混乱が生じていました。

このようなことから、**令和5～6年度の改修工事による利便性向上のタイミングにあわせ、料金体系の見直しを含めた改定**を実施するものであります。

【現状の料金体系】

現 行	
単 位	利用料金
大人1人（1泊又は日帰り）	200円
小人1人（1泊又は日帰り）	100円
テント1張り（1泊）	1,000円
テント1張り（日帰り）	500円

人：周辺のキャンプ場と比較しても**非常に安価**
 テント：テントの大型化や車中泊など**1張りの定義が不明瞭**

※大人は中学生以上、小人は小学生、小学生未満は無料

【現状の収支】

収入（R4厚田キャンプ場利用料）

宿泊	大人	1,716千円
	小人	214千円
日帰り	大人	607千円
	小人	71千円
テント	宿泊	5,662千円
	日帰り	581千円
合 計		8,851千円

※その他収入等を除いた金額

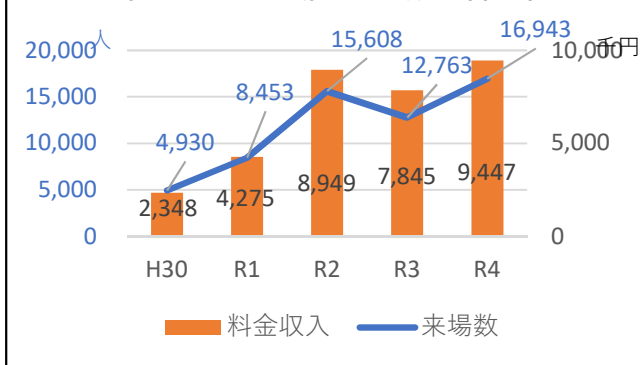
支出（ランニングコスト）※指定管理料算定資料より

キャンプ場等保育管理	10,308千円
駐車場等周辺草刈	515千円
消耗品、光熱費	100千円
水道・排水設備保守	960千円
キャンプ場管理業務	4,280千円
諸経費	2,424千円
合 計	18,587千円

※キャンプエリア以外の経費も一部含む

9,736千円の支出超過

厚田キャンプ場 入込数・料金収入

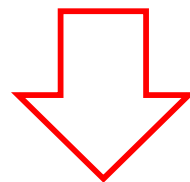


厚田キャンプ場料金の見直しについて

【周辺市町村のキャンプ場】

道民の森			しのつ公園 キャンプ場	マオイオートランド	ちとせ美笛キャンプ場
神居尻地区	一番川地区		フリーサイト	フリーサイト	フリーサイト
林間キャンプ場	自然体験 キャンプ場	オートキャンプ場			
1泊1床 2,000円 ※入場料は無料。	1泊1床 2,000円 ※入場料は無料。	1泊1サイト (車両1台) 5,000円 ※入場料は無料。 区画：10m×10m 流し台1 木製テーブル1 電源なし	大人（中学生以上） 宿泊 1,500円 日帰り 800円 小学生 宿泊 1,000円 日帰り 500円 幼児 無料 ※温泉あり	大人（中学生以上） 宿泊 1,040円 日帰り 520円 小学生 宿泊 520円 日帰り 260円 幼児 無料 サイト利用料 520円 (2張まで) ※ながぬま温泉半額券	大人 宿泊 2,000円 日帰り 1,000円 小中学生 宿泊 1,000円 日帰り 400円 4歳以上 宿泊 400円 日帰り 200円 ※市民割引半額

厚田キャンプ場と同じような形態のキャンプ場でテントごとの料金を設定しているところは少なくなっている



テント料金を廃止し、利用者も徴収する側もわかりやすいよう
「1人あたりの料金」のみとする

厚田キャンプ場料金の見直しについて

【改定案】

改正案		
単位		利用料金の上限
大人	1人 1泊	1,000円
	1人 日帰り	500円
小人	1人 1泊	500円
	1人 日帰り	250円

料金設定の考え方

近隣市町村の設定金額を参考に利用者の極端な負担増とまらない範囲で検討した結果、左記の改定案とした。

利用シーンごとの料金改定率については、次ページ参照

【参考】厚田キャンプ場の利用者のうち石狩市民は約4.5%

【令和4年度の利用者数での試算】

区分	宿泊		日帰り	
	大人	小人	大人	小人
料金	1,000円	500円	500円	250円
入込	8,851人	2,144人	3,033人	710人
金額	8,581,000円	1,072,000円	1,516,500円	177,500円

大人と子供の価格比、宿泊と日帰りの価格比も近隣キャンプ場と同程度

令和4年度の入込人数を基に、改定案の料金で試算

年間収入見込みが **11,347,000円** となる。

※令和4年度の収入の**約2割増**の金額

11,347千円 ÷ 8,851千円(R4) = 1.281倍

(R4ベースで約250万円の増)

厚田キャンプ場料金の見直しについて

【既存の料金体系との比較】

宿泊の場合			料金	大人	小人	テント	計	改定率
			改定前	200	100	1,000		
			改定後	1,000	500	0		
			改定前	200	0	1,000	1,200	83.3%
			改定後	1,000	0	0	1,000	
			増減	800	0	△ 1,000	△ 200	
			改定前	400	0	1,000	1,400	142.9%
			改定後	2,000	0	0	2,000	
			増減	1,600	0	△ 1,000	600	
 			改定前	400	100	1,000	1,500	166.7%
			改定後	2,000	500	0	2,500	
			増減	1,600	400	△ 1,000	1,000	
 		 	改定前	400	100	2,000	2,500	100.0%
			改定後	2,000	500	0	2,500	
			増減	1,600	400	△ 2,000	0	
 		 	改定前	400	200	2,000	2,600	115.4%
			改定後	2,000	1,000	0	3,000	
			増減	1,600	800	△ 2,000	400	

日帰りの場合			料金	大人	小人	テント	計	改定率
			改定前	200	100	500		
			改定後	500	250	0		
			改定前	200	0	500	700	71.4%
			改定後	500	0	0	500	
			増減	300	0	△ 500	△ 200	
			改定前	400	0	500	900	111.1%
			改定後	1,000	0	0	1,000	
			増減	600	0	△ 500	100	
 			改定前	400	100	500	1,000	125.0%
			改定後	1,000	250	0	1,250	
			増減	600	150	△ 500	250	
 		 	改定前	400	100	1,000	1,500	83.3%
			改定後	1,000	250	0	1,250	
			増減	600	150	△ 1,000	△ 250	
 		 	改定前	400	200	1,000	1,600	93.8%
			改定後	1,000	500	0	1,500	
			増減	600	300	△ 1,000	△ 100	

【シャワー料金の設定について】

令和6年度の設備改修でシャワーを新設予定。

シャワーは、キャンプ場利用者のための附帯設備であることから、条例上金額を明記せず実費相当額と記載する。

備考

- 1 大人は中学生以上、小人は小学生とする。
- 2 小学生未満の幼児は、無料とする。
- 3 日帰りとは、午前10時から午後5時までの間の利用をいう。
- 4 1泊の場合、チェックインは正午から、チェックアウトは翌日午前10時までとする。
- 5 シャワーその他附帯設備の利用に係る利用料金の範囲は、市長が別に定める実費相当額とする。**